

各務原市学校建替基本方針策定 中間報告書

令和5年11月

各務原市学校建替基本方針策定委員会

【はじめに】

○本中間報告書は、第 1 回から第 6 回までの各務原市学校建替基本方針策定委員会における基本理念と主な審議内容についてまとめています。

○今後の継続審議や複合的視点での再審議等により、答申までに基本方針の内容等について変更が生じることがあります。

第1章 各務原市学校建替基本方針策定の目的と位置づけ

1. 学校建替基本方針策定の背景と目的

(1) 背景

各務原市には、小学校が17校、中学校が8校、合計で25校の小中学校があり、建設から30年以上を経たものが全体のほぼ9割を占めます。その中でも古い校舎は60年以上が経過しており、老朽化が進んでいる状況です。「各務原市学校建替基本方針（以下、本方針）」は、本市におけるこれからの小中学校施設のあり方や整備の進め方の基本的な考え方を策定するものです。

本中間報告は、第1回から第6回までの学校建替基本方針策定委員会における基本理念と主な審議内容についてまとめています。

(2) 目的

本方針は、未来を担う子どもたちが、心豊かでたくましく自立した人として育つよう、学校施設のビジョンとして基本的な考え方を示すことにより、学校建替を着実かつ計画的に実施できるよう定めるものです。

また、学校施設の建替にあたり、公立学校として、できる限り公平な教育環境を確保することを目指すとともに、学校施設が地域から求められる様々な役割や機能を果たすことができるよう、学校建替に係る整備方針を定めるものです。

(3) 基本方針の運用

本方針では、国、県、市の関係法令等の基準が遵守された施設を整備することを前提とします。

なお、本市における学校建替事業は長期にわたることから、児童・生徒数の増減や建築コストの変動などの社会情勢の変化、教育ニーズの変化、学校建築に係る技術革新、本市の財政状況の変化など様々な変動が発生することが見込まれます。これらの変動に対応した基本方針としていくため、必要に応じて基本方針の見直しを行うこととします。

(4) 策定委員会の取り組み方について

学校建替によって直接的に影響を受ける児童・生徒にとってより良い方向となるよう検討することが最も重要です。学校は児童・生徒の教育の場であり、児童・生徒が1日のうちで多くの時間を過ごす生活の場でもあります。こうした学校の役割が十分に果たされ、児童・生徒の人権を尊重したより良い教育環境が提供されるような視点で議論する必要があります。

今後順次校舎の建替えが進む事が想定され、その前段として、計画的で円滑な学校施設建替の推進を図るため、本市の学校施設の「あるべき姿」や「整備の進め方」などについて、基本的な方針を検討します。策定委員会の検討は、文部科学省「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」（R4.3）中の新しい時代の学びを実現する学校施設の5つの姿「学び」「生活」「共創」「安全」「環境」の視点で検討することとしました。

(5) 各務原市学校建替基本方針策定に関するアンケート調査

本方針の策定にむけて、令和5年3月には学校施設の現状課題やこれからの学校施設のあり方について「市民、未就学児の保護者」「児童・生徒の保護者」「学校代表」「教職員」「児童・生徒」を対象としたアンケート調査①を実施し、基本方針として重視すべき事項、留意が必要な事項の把握・整理を行いました。本アンケート調査から得られた結果を反映した基本方針とします。

アンケート調査①の概要

型	対象者	配布部数	回収部数		回収率
A	①市民・未就学児の保護者 ②児童・生徒の保護者	市民 1,000部 未就学児保護者 250部	郵送 310部+WEB 213部 計 523部	863部	38.1%
		1,018部 計 2,268部	340部		
B1	③学校代表	25部	25部		100%
B2	④教職員	小・中教職員 724部	446部		61.6%
C	⑤児童・生徒	小学生 524部 中学生 494部	小学生 405部 中学生 421部	846部	83.1%
		計 1,018部	不明 20部		

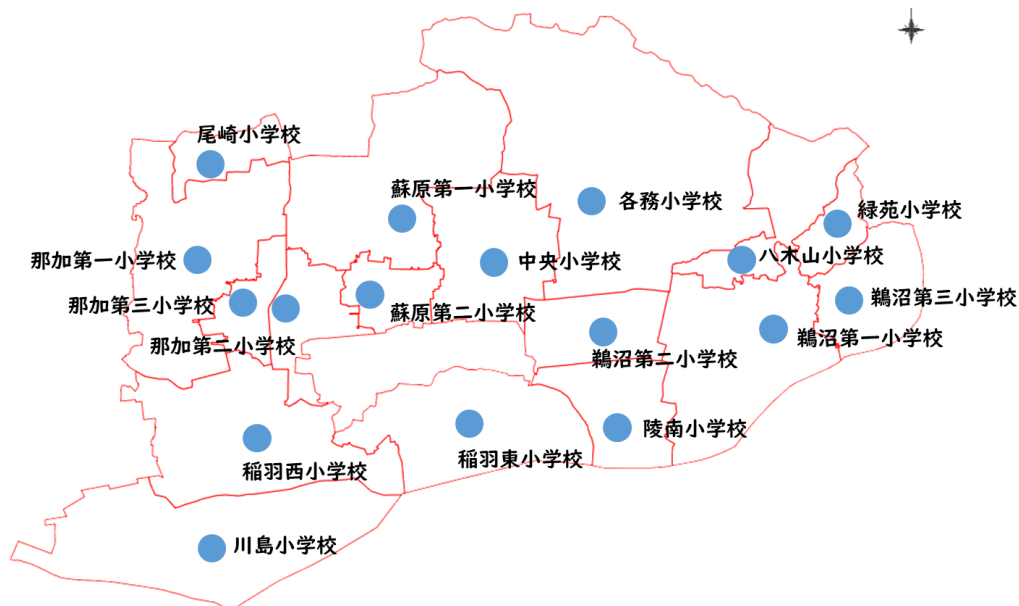
【表 策定委員会の議題と検討の視点】

年度	開催年月	議 題	策定委員会の検討内容 5つの視点				
			学び	生活	共創	安全	環境
令和4年度	第1回 8月10日	①委員長、副委員長の選出 ②会議の公開等の関する要領(案)について ③事業の概要について					
	第2回 11月11日	①基本理念、考え方について ②他都市における新しい学校づくりの事例について ③策定委員会の検討内容(検討フロー)について					
	第3回 12月28日	①多様な学習活動を展開できる教室空間について ②アンケート調査について(1回目) *地域カルテ・学校カルテ	○多様な学習活動を展開できる教室空間				
	第4回 2月24日	①新たな学校づくりにかかわるアンケートの事前ヒアリング(報告) ②アンケート調査内容の修正版 ③図書館、執務空間、配慮を要する子の空間	○図書館、執務空間、配慮を要する子の空間				
令和5年度	第5回 4月28日	①プール施設について ②学校給食調理場について ③アンケート調査結果の報告(1回目) ④ワークショップについて(議題)	○プール施設について	○学校給食調理場について			
	第6回 6月30日	①ワークショップについて(報告) ②学校給食調理場について ③基本方針の中間報告書(案)		○学校給食調理場について			
	第7回 8月25日	①各務原らしさと地域特性 ②安全安心な教育環境について ③アンケート調査について(2回目)				○安全安心な教育環境	
	第8回 10月23日	①各務原らしい学校施設のあり方について(修正案) ②屋内運動場、運動場について ③避難所としての防災機能について			○屋内運動場、運動場について	○避難所としての防災機能	
	第9回 12月頃	①トイレ、バリアフリーについて ②配慮を要する子の空間(その2) ③アンケート調査結果の報告(2回目)	○配慮を要する子の空間	○トイレ、バリアフリーなど			
	第10回 2月頃	①地域開放・複合化、地域コミュニティの拠点 ②環境配慮・エコスクール、景観・デザイン			○地域開放・複合化、地域コミュニティの拠点		○環境配慮・エコスクール、景観・デザイン
令和6年度	第11回 4月頃	①学校建替事業について ②学校建替基本方針の運用について ③基本方針(案)の検証					
	第12回	①基本方針の骨子案					
	第13回	①答申書素案(パブリックコメント)					
	第14回	①パブリックコメント結果報告と答申書最終案					
	第15回	①答申書					

(6) 対象施設

本方針の対象施設は、本市が所管する学校施設（小学校17校、中学校8校）を対象とします。

■小学校



【表 小学校一覧】

施設名称	所在地	建築年度 ※1 (西暦)	延床面積 (㎡)	構造 ※2
那加第一小学校	那加手力町22-5	1964	10,466.50	RC
那加第二小学校	那加雲雀町1	1970	6,814.51	RC
那加第三小学校	那加東垂町1-1	1972	5,866.72	RC
尾崎小学校	尾崎南町3-2	1976	6,295.79	RC
稲羽西小学校	大佐野町1-233	1965	6,729.80	RC
稲羽東小学校	前渡西町1393	1970	4,430.74	RC
川島小学校	川島河田町1041-3	1976	8,281.31	RC
鷺沼第一小学校	鷺沼西町4-179	1972	6,331.32	RC
鷺沼第二小学校	鷺沼各務原町2-260	1971	6,577.97	RC
鷺沼第三小学校	新鷺沼台4-1	1974	7,154.63	RC
緑苑小学校	緑苑北1-26	1976	6,120.85	RC
八木山小学校	つつじが丘1-1	1977	5,586.73	RC
陵南小学校	鷺沼大伊木町4-425	1984	5,922.56	RC
各務小学校	各務おがせ町4-7	1969	5,213.40	RC
蘇原第一小学校	蘇原野口町1-1	1958	9,105.48	RC
蘇原第二小学校	蘇原沢上町1-19	1972	6,898.99	RC
中央小学校	各務西町4-302	1978	5,309.82	RC

※1 当該学校のうち、最も古い施設の建築年度を示す

※2 構造 RC:鉄筋コンクリート造

■ 中学校



【表 中学校一覧】

施設名称	所在地	建築年度 ※1(西暦)	延床面積 (㎡)	構造 ※2
那加中学校	那加東亜町48	1961	10,022.31	RC
桜丘中学校	那加不動丘1-77	1986	9,955.48	RC
稲羽中学校	上戸町5-40	1959	7,090.33	RC
川島中学校	川島河田町1028-1	1965	7,507.66	RC
鵜沼中学校	松が丘2-100	1962	10,283.11	RC
緑陽中学校	緑苑北1-4	1978	8,666.58	RC
蘇原中学校	蘇原青雲町1-10	1967	9,635.34	RC
中央中学校	各務西町4-358-1	1979	9,447.70	RC

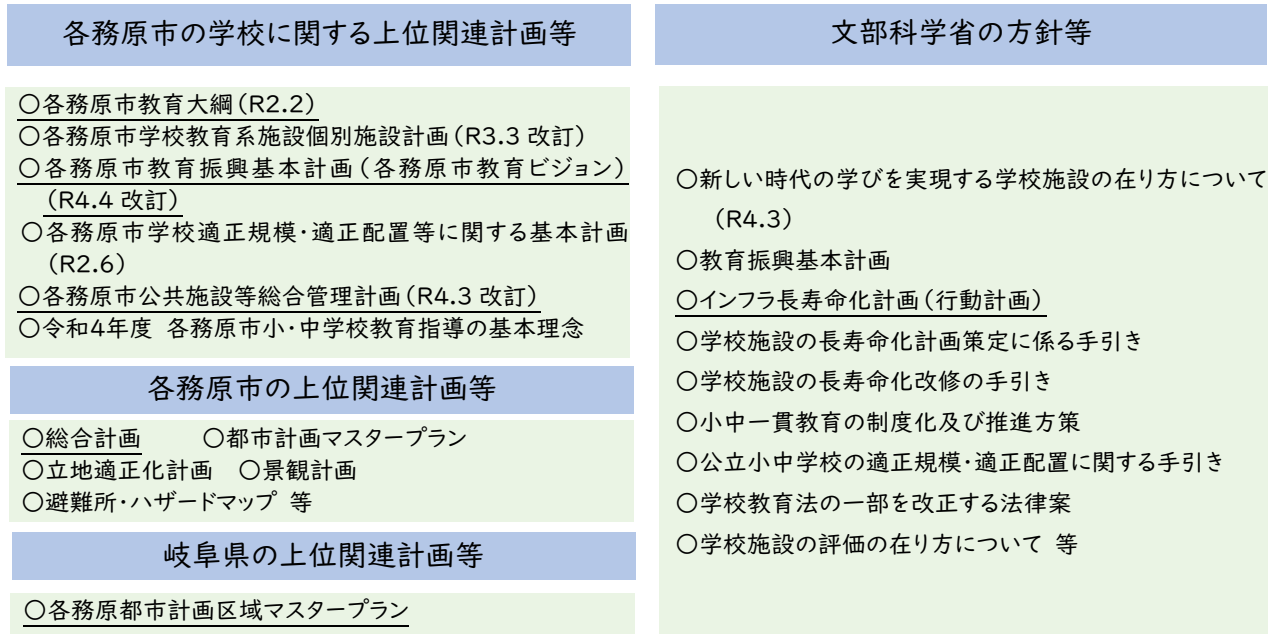
※1 当該学校のうち、最も古い施設の建築年度を示す

※2 構造 RC:鉄筋コンクリート造

2. 学校建替基本方針の位置づけ

本市では、「インフラ長寿命化基本計画」に基づく行動計画として、「各務原市公共施設等総合管理計画」を定めています。本方針は、各務原市公共施設等総合管理計画を踏まえ、市立小・中学校の具体的な建替方針を定めるものです。

以下に本方針と学校施設に関連する計画との体系図を示します。



上位関連計画の理念・考え方を各務原市学校建替基本方針に反映します

各務原市学校建替基本方針策定

本市の最上位計画である各務原市総合計画においては、児童生徒が快適に学習に取り組むことができるよう社会環境や教育内容の変化に対応した学校施設や設備の充実を図る必要があるとしています。加えて、各務原市教育大綱及び各務原市教育振興基本計画(各務原市教育ビジョン)では、「笑顔があふれる元気なまちへ～心豊かで文化を育む人づくり～」を基本理念に、家庭・地域・学校がそれぞれの役割を果たしながら連携することにより、子どもたちの健全な育成を目指すとしています。また、令和2年度に岐阜県が改定した各務原都市計画区域マスタープランにおいては、教育施設機能に加え防災拠点や地域コミュニティ拠点の形成を必要とする学校については、計画的な整備を進めることとしています。

さらには、本市の学校施設は、既に放課後児童クラブ、放課後子ども教室機能や防災備蓄機能などが学校施設と複合化されているほか、災害時の避難所に指定されていたり、グラウンドや体育館の貸出により市民のスポーツ活動の推進に寄与したりと、様々な役割を担っており、今後、ますます地域の拠点として活用されることも期待されています。

3. 国の計画等

(1) インフラ長寿命化計画 (R3.3 改訂)

平成 25 年 11 月に取りまとめられた政府の「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、文部科学省の所管施設等の長寿命化に向けた各設置者における取組を推進するため、文部科学省としての行動計画を策定。令和 3 年 3 月に計画期間が終了することから、これまでの取組状況や前計画からの環境の変化を踏まえ、行動計画の見直しを行い、改定した。

(2) 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について (R4.3)

1人1台端末環境のもと、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて、新しい時代の学校施設の在り方を議論。

◆新しい時代の学びを実現する学校施設の姿(ビジョン)

“Schools for the Future”

「未来思考」で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体を学びの場として創造する

◆新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方(5つの姿の方向性)

【新しい時代の学び舎として創意工夫により特色・魅力を発揮】

①学び 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現する

- ⇒1人1台端末環境等に対応したゆとりのある教室の整備
- ⇒多目的スペースの活用による多様な学習活動への柔軟な対応
- ⇒ロッカースペース等の配置の工夫等による教室空間の有効活用

②生活 新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現する

- ⇒居場所となる温かみのあるリビング空間(小教室・コーナー、室内への木材利用)
- ⇒空調設備の整備、トイレの洋式化・乾式化、手洗い設備の非接触化

③共創 地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現

- ⇒地域の人たちと連携・協働していく活動・交流拠点として「共創空間」を創出
- ⇒地域の実情等に応じた他の公共施設等との複合化・共用化等

【新しい時代の学び舎の土台として着実に整備を推進】

④安全 子供たちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現

- ⇒老朽化対策等により、安全・安心な教育環境を確保
- ⇒避難所として自家発電・情報通信設備、バリアフリー、水害対策等の防災機能を強化

⑤環境 脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現

- ⇒屋根や外壁の高断熱化や高効率照明などの省エネルギー化、太陽光発電設備の導入の促進により、ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)を推進
- ⇒環境や地域との共生の観点から学校における木材利用(木造化、室内利用)を推進

4. 本市の計画等

(1) 各務原市総合計画

各務原市をどのようなまちにしていくのか、そのためにどのようなことを実施していくのかを総合的、体系的にまとめたまちづくりの基本となる計画。令和元年度に前期基本計画（平成27年度～令和元年度）が終期を迎えるため、社会情勢の変化やこれまでの取り組みを踏まえた後期基本計画（令和2年度～6年度）を策定。

◆目指すまちの姿

○将来都市像 『笑顔があふれる元気なまち ～しあわせ実感 かかみがはら～』

○3つの基本理念

「誇り～新しい人づくり・地域づくり～」、「やさしさ～新しい安心づくり～」、

「活力～新しい元気づくり～」

◆後期基本計画の取り組み方針

後期基本計画中の全分野共通の方針は『つながりづくり』とします。

◆基本目標

心豊かで文化を育む人づくりのまち（教育・文化・スポーツ）

(2) 各務原市教育大綱（R2.2）

本大綱は、各務原市総合計画に掲げる「笑顔があふれる元気なまち」の実現のために、新しい人づくりと地域づくりの礎となる「教育」、まちの活力の源となる「文化」と「スポーツ」の一層の推進を図るための方向性を示す。

◆基本理念

笑顔があふれる元気なまちへ ～心豊かで文化を育む人づくり～

◆基本方針

1. 心豊かでたくましく、自立した人間形成を支える教育を推進します

未来を担う子どもたちが、心豊かでたくましく、一人の自立した人間として育つよう、特色ある学校づくりを進めるとともに、家庭・地域・学校がそれぞれの役割を果たしながら連携することにより、子どもたちの健全な育成を目指します。

2. 文化的で潤いのある市民生活を支える学びの機会を充実します

地域固有の伝統・文化を未来へ継承するとともに、美術・音楽など自主的な文化活動を支援し、生涯を通じて学ぶことができる環境を提供するなど、市民の生きがいづくりとともに、自主的な地域活動の促進を目指します。

3. 健康で活力ある地域づくりを支えるスポーツ活動を推進します

健康の保持・増進を図るための生涯スポーツの普及から、スポーツ競技力の向上の推進に至るまで、すべての市民が日常的にスポーツに取り組み、心身ともに健康に暮らせるまちづくりを目指します。

(3) 各務原市教育振興基本計画(各務原市教育ビジョン)(R4.4改訂)

「各務原市教育ビジョン」は、「各務原市総合計画」や、「各務原市教育大綱」の方向性を基本としている。各務原市の教育施策の計画的な推進を図るための、今後推進すべき主な教育施策が具体的に網羅されている。

◆基本方針Ⅰ 心豊かでたくましく、自立した人間形成を支える教育を推進します

- 基本目標1:学校教育の充実
- 基本目標2:青少年教育の充実

◆基本方針Ⅱ 文化的で潤いのある市民生活を支える学びの機会を充実します

- 基本目標3:学びの機会の充実
- 基本目標4:文化芸術の振興と歴史・文化遺産の保護、利活用

◆基本方針Ⅲ 健康で活力ある地域づくりを支えるスポーツ活動を推進します

- 基本目標5:スポーツの振興

(4) 各務原市公共施設等総合管理計画(R4.3改訂)

公共施設等の全容を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行いながら、財政負担の軽減と平準化を図るため、平成29年3月に「各務原市公共施設等総合管理計画」を策定。平成30年2月に改訂された国の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」等に準拠するとともに、個別施設ごとの対応方針等を定めた「個別施設計画」や本市を取り巻く状況の変化等を踏まえて、「各務原市公共施設等総合管理計画」を改訂。

◆施設類別に応じた基本方針(学校教育系施設)

- ・各学校は、生徒の安全な学習環境の確保と災害時における地域の防災拠点としての機能を確保するため、計画的な設備機器の更新と修繕等により、長寿命化を図る。
- ・今後、少子化の進展により、児童生徒数の減少が予想されることから、令和2年6月に策定した「各務原市学校適正規模・適正配置等に関する基本計画」に基づき、教育環境等の状況を見極めながら学校規模の適正化を柔軟に対応する。
- ・学校の再編や更新が必要となる場合には、地域コミュニティの核となる学校の重要性を考慮し、保護者や地域の意向を十分に踏まえ、隣接学区との調整による統合や、周辺の公共施設機能との複合化、更新時の規模縮小など、地域活力を維持する観点から、多角的な視点で慎重に検討する。

(5) 各務原市学校教育系施設個別施設計画 (R5.4 一部改訂)

平成 29 年 3 月に策定した各務原市公共施設等総合管理計画の方針に基づき、施設類別ごとに公共施設の維持管理や更新に係る対策の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期などを定めた「個別施設計画」を策定。

◆学校教育系施設の目指すべき姿

○確かな学力の育成ときめ細かな指導を实践する教育環境の整備

個に応じたきめ細かな指導の充実を図り、児童生徒に基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させるために、担任、夢づくり講師、KET（各務原英語指導助手）等によるチームティーチングや少人数授業など、多様な学習展開に対応する施設整備を進める。

また、技術改革の一層の進展（第 4 次産業革命）、超スマート社会（Society5.0）の到来に対応した教育（英語力、コミュニケーション力の育成、主体的な学びの実践等）や ICT を活用した教育を推進するための環境を整備する。

さらに、児童生徒ひとりひとりの教育的ニーズに応じ、必要な支援を行う特別支援教育に対応した施設整備を図る。

○心豊かでたくましく、自立した人間形成を支える安全な環境を実現

児童生徒が安心して快適に学習に取り組むことができる環境を整えるため、体育館の暑さ対策や防犯カメラの設置など安全性に配慮した施設整備を図ると共に、障がいの有無に関わらず安心して施設を利用できるようユニバーサルデザイン化を推進する。また、地球環境に配慮し、持続可能な社会の実現のため、LED 照明の導入やキュービクルの更新、断熱性能の向上等の省エネルギー対応に取り組み、環境負荷の低減を進める。

さらに、児童生徒に安心・安全な学校給食を提供するための環境整備に努める。

○地域と共に学ぶ拠点としての施設整備

学校教育活動を支える学校運営協議会や PTA、学校サポートボランティア等との協働活動にも配慮した整備を進める。

また、学校と放課後児童クラブが日常的な連携を図りやすいよう居室の配置を考慮するなど、児童が安全に安心して過ごせる居場所を提供する。

さらに、地域の避難所としての役割を担う防災拠点としての整備を進める。

(6) 各務原市学校適正規模・適正配置等に関する基本計画 (R2.6)

次代を担う子どもたちが「確かな学力を身に付け、豊かな人間性と健やかな体の育成といった「生きる力」を育むことができる」望ましい教育環境の構築と、教育の質の充実を図ることを目的として、「各務原市学校適正規模・適正配置等に関する基本計画」を策定。

◆学校の規模適正化、適正配置に当たって配慮すべき事項について

- 1) 地域ごとの教育環境への配慮
- 2) 適切な通学区域と通学距離
- 3) 学校と地域との関係への配慮
- 4) 大規模な災害対策

◆地域参加型の学校づくりで大切な視点

- 1) 今日の教育上の諸課題への取組を考えること
- 2) 地域の生涯学習の場として学校施設を解放し、あるいは複合化すること
- 3) 地域資源を活用できるように、地域と学校の連携を考えること
- 4) 地域住民が共に学校を利用し、子どもたちの教育を支える立場で参加すること
- 5) コミュニティ・スクールの推進による地域と学校の連携を考えること

◆学校の規模適正化・適正配置を図る手だてと留意点

1) 校区の変更

隣接する校区を変更することによって、隣接する双方が、それぞれに適正規模となる場合は、校区の変更により学校の規模適正化・適正配置が図られる。

2) 通学区域の弾力的運用

学校運営や地域コミュニティに配慮しつつ、隣接学校等の通学区域の全部又は一部について、希望により小規模校への就学を認める区域とすることにより、学校規模の適正化を図る手法

3) 学校の統合

学校の小規模化により適正化が必要な場合に行う。対象校が小規模校又は適正規模校に隣接し、統合後も適正規模を維持できる場合に行う手法

4) 小中一貫教育の導入

今後、児童生徒数の増加が見込めず、学校の小規模化が解消されない場合は、小中一貫型学校等として再編することによって、学校全体としての児童生徒数や教職員数を確保し、よりよい教育環境が整えられる。

小中一貫教育は、小・中学校が目指す子ども像を共有するとともに9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指すものであり、中1ギャップが緩和される、異学年の児童生徒の交流が深まる等の効果が考えられる。

5) 学校選択制の導入

学校運営や地域コミュニティに大きく影響しない範囲で、一定の制限を設けた上で学校選択機会の拡大を図ることにより、学校の規模適正化を図る手法

第2章 各務原市の学校施設を取り巻く現状と課題

1. 学校施設の老朽化

学校教育系施設のうち、部室や倉庫等の小規模の付属建物を除いた主要施設は 225 棟で、保有量は全体で 18.4 万㎡にのぼります。そのうち、小学校は 147 棟、11 万㎡で全保有量の約 6 割、中学校は 74 棟、7 万㎡で全保有量の約 4 割となります。全保有施設のうち、建築年が昭和 56 年 5 月 31 日以前（以下「旧耐震基準」という。）の施設は、12.2 万㎡保有しており、全体の約 66%を占めています。

また、築 30 年以上経過した施設は 15.8 万㎡で全体の約 85%を占めており、大規模改修や改築の検討が必要な時期を迎えています。

【現状】

- 多くの学校で最も古い校舎の築年数が40年を超えています。
- 構造躯体や意匠・設備の劣化が進んでおり、劣化状況が学校ごとに異なります。

【課題】

- 築年数及び構造躯体・意匠・設備の劣化状況を総合的に評価し、計画的な建替等の対策が必要です。
- 建替等の費用を削減・平準化しながら、将来にわたって児童・生徒の学校における安全を確保するとともに、本市の未来の子ども達により良い教育環境を整備するためには、長期的な視点から建替等を計画的に推進していく必要があります。

2. 児童生徒数の減少

【現状】

- 学校間の児童・生徒数の差が拡大しており、中～大規模化している学校がある一方、小規模化している学校があります。
- 学校ごとに普通教室等の大きさや各諸室の種類、室数などに違いがあります。
- 小学校の児童数及び学級数は、1982(S57)年の15,128人をピークに大きく減少しており、2023(R5)年の児童数は7,554人で、ピーク時から50.1%減少しています。また、今後も児童数は減少していく見込みです。
- 中学校の生徒数及び学級数は、1987(S62)年の7,802人をピークに大きく減少しており、2023(R5)年の生徒数は3,939人で、ピーク時から49.5%減少しています。また、今後も生徒数は減少していく見込みです。

【課題】

- 児童・生徒数の増減に対して、柔軟に対応できる学校施設の整備を行う必要があります。
- 公立学校として、できる限り公平な教育環境を整える必要があります。

3. 社会環境への配慮

【ICTの活用】

○ICT機器等が目まぐるしく進歩していく中で、教育におけるICT機器の活用が更に多様化することも見込まれることから、今後のICT教育の方向性を踏まえ、学校施設の整備を行っていく必要があります。

【ユニバーサルデザイン】

○建替等を実施した新たな学校においては、障がいの有無などに関わらず、誰もが利用しやすく、学ぶことができる教育環境を整備するとともに、全ての児童・生徒や教職員が学校生活を送る中で、交流が図れる学校施設の整備を行っていく必要があります。

【ライフサイクルコスト】

○学校施設にかかる費用は建設費だけではなく、日常の保守、修繕費用、大規模な改修費用等建物を維持するための費用が必要になります。そのため、適切な保全により、ライフサイクルコストを必要最小限に抑えることに配慮する必要があります。

【脱炭素社会】

○環境問題は、世界共通の緊急かつ重要な課題です。エコスクールは、環境負荷の低減や自然との共生を考慮した学校施設を整備し、環境教育の教材の一つとして活用することができます。これにより、学校が児童・生徒だけでなく地域にとっての環境・エネルギー教育の発信拠点になるとともに、地域における地球温暖化対策の推進・啓発の先導的な役割を果たすことに配慮します。

【SDGs】

○持続可能な開発目標(SDGs)は、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている2030年を期限とする開発目標です。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、先進国も含めて国際社会全体で取り組むこととされており、社会のあらゆる主体が積極的な役割を果たすことが期待されています。SDGsの17の目標の中でも目標4「質の高い教育をみんなに」が掲げられ、教育機会をあらゆる人に提供していく重要性が謳われています。SDGsに関する学習を取り入れた授業にも対応できる柔軟な学校施設が求められています。

第3章 各務原市学校建替基本方針

1. 学校建替基本方針

(1) 基本理念

各務原市の小中学校の建替計画に共通する基本理念を次のように定める。

一人ひとりが楽しく学び自立を育む学び舎

～ともに育ちあう共創空間～

趣旨① 多様な学びを支える柔軟で可変的な学び舎

趣旨② 自分の居場所が見つかる学び舎

趣旨③ 子ども、教師や地域社会が互いに協働し、ともに創造する学び舎

趣旨④ 健康を育み、安全・安心な学び舎

趣旨⑤ 地球環境に優しい学び舎

趣旨① 多様な学びを支える柔軟で可変的な学び舎

予測が困難で変化の激しい時代の中で、児童生徒が持続可能な社会の創り手になることができるよう、必要な資質・能力を育成することが求められている。そのため、ICTの活用を前提とした、多目的スペース等を活用したグループ学習、校内外の他者との協働による創造的な探究学習など、個に応じた多様な学びを得られる柔軟で創造的な学習空間の整備を図ることが重要である。また、共に学び合える環境の拠点として、学校施設の中心部分に、ラーニングセンターを整備することが重要である。この他、教職員が確かな学力の育成ときめ細やかな指導を実践できるよう、執務環境としてふさわしい基本的な機能を確保する必要がある。

趣旨② 自分の居場所が見つかる学び舎

子どもたちの特性が多様化する中で、個別最適な学びを実現しながら、学校の多様性と包摂性を高めることが必要であり、施設環境も柔軟に対応していくことが求められている。一人ひとりの児童生徒がその時々々の状態や目的に応じて居場所にできる空間を児童生徒の身近に作ることも重要である。特に、児童生徒が交流及び共同学習を行うことができるスペースや落ち着いた学習できるスペース、クールダウンできるスペース、医療的ケアの実施に配慮されたスペース等、状況に応じた適切な指導及び必要な支援を可能とする施設環境を確保することが重要である。この他、子どもの理解度や認知の特性等に応じた個別学習や少人数学習など多様な学習形態に対応できる多目的な空間を整備することも重要である。

趣旨③ 子ども、教師や地域社会が互いに協働し、ともに創造する学び舎

子ども同士や、多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、「協働的な学び」を充実することが求められていることから、多様な人たちと交流・連携・協働し、ともに創造的な活動を企画・立案・実行していくための空間を整備することが重要である。この他、教職員同士のコミュニケーションや教職員と児童生徒とのコミュニケーションを促すことができる機能・空間の確保を検討することも重要である。

趣旨④ 健康を育み、安全・安心な学び舎

近年、障害の有無や性別、国籍の違い等に関わらず、共に育つことをふまえた物理的・心理的なバリアフリー化を進めることが求められており、障害等の有無に関わらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができるよう環境を整備していく必要がある。また、学校施設は児童生徒の社会性・人間性を育む場でもあり、それにふさわしいゆとりと潤いのある快適な空間を整備する必要がある。生活空間を整備する上では、採光、通風、熱、空気等に配慮し、快適な室内環境を確保することが重要である。この他、災害・事故に対する安全性を確保するとともに、災害時に良好な避難生活を送ることができる学校施設を整備することが重要である。

趣旨⑤ 地球環境に優しい学び舎

2050年脱炭素社会の実現に向けて、学校施設の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入等の積極的な推進が一層求められている。環境負荷を低減するだけでなく、環境教育での活用や地域の先導的役割を果たすためにも、エコスクールの取組を深化していくとともに、ZEB化の取組を推進していくことが重要である。また、脱炭素化や山林の保全、地域との共生の観点から、児童生徒にとって身近な空間への木材の利用を進め、温かみや味わいのある学習環境の整備を検討する必要がある。

基本理念をふまえ、主に学校施設を構成する空間*毎に、基本方針を次のとおり定める。
(*:本方針においては、学校施設を構成する空間として下記のように分類した。)

- (2) 普通教室等
- (3) 特別教室
- (4) 学校図書館
- (5) 執務空間
- (6) プール施設
- (7) 学校給食調理場

(本書でまとめている空間についてのみ記載)

(2) 普通教室等の基本方針

■変化に対応する柔軟性・可変性のある空間

- 多様な学習活動に柔軟に対応できるよう、様々な学習形態に応じて適切な空間へと自由に変えられるつくりとする。

■普通教室

- 普通教室の大きさは、35人の児童・生徒が個別の机配列で学習活動を展開するのに適した大きさとし、面積は72.0㎡を基本とする。

■オープンスペース

- 普通教室と一体的に使用することができるオープンスペースを整備する。ただし、他法令との兼ね合いに注意し、学校に必要な室数、運動場、体育館、避難経路等及び関係法令の基準等を満たす学校施設機能が確保できていることを前提とする。

■小空間

- 普通教室またはオープンスペースの周辺に個別の児童が落ち着きを取り戻したり、居場所を確保することができる小空間の配置を検討する。

■ロッカースペース

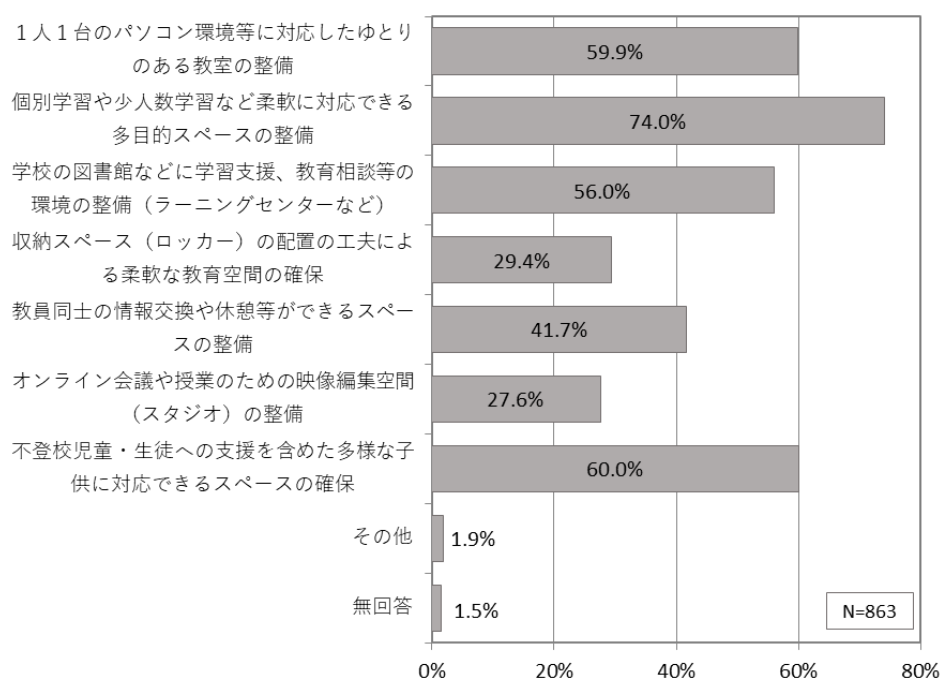
- 児童・生徒の鞆類や実習道具等を収納するための十分なスペースを確保する。

【現状と課題】

- 現在の普通教室の大きさは、各学校で若干の違いはあるが、おおよそ65㎡程度である。（背面ロッカー部分含む。）
- 本アンケート調査（市民・保護者）における「柔軟で創造的な学習空間を実現するために重要と思う項目」では、「個別学習や少人数学習など柔軟に対応できる多目的スペースの整備」が74.0%で最も多く、ついで、「不登校児童・生徒への支援を含めた多様な子供に対応できるスペースの確保」が60.0%、「1人1台のパソコン環境等に対応したゆとりのある教室の整備」が59.9%という結果であった。これからの学校施設は、柔軟性、多様性、ゆとりが求められており、本計画の教室や学習空間の考え方において配慮していく必要がある。

■学びに関するアンケート（市民・保護者）

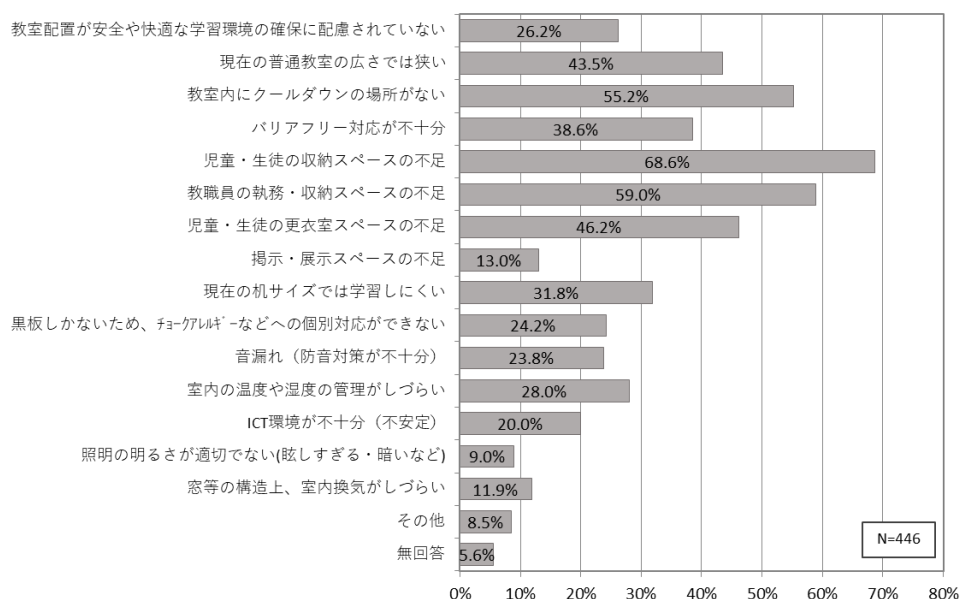
個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間の実現に重要と思う項目（特に重要と思う項目4つ）



- 本アンケート調査（教職員）における通常学級での課題（困りごと）では、全体で見ると「児童・生徒の収納スペースの不足」が 68.6%で最も多く、次いで、「教職員の執務・収納スペースの不足」59.0%、「教室内にクールダウンの場所がない」55.2%の結果となった。その他でもスペースに関して、「児童・生徒の更衣室スペースの不足」が 46.2%、「現在の普通教室の広さでは狭い」が 43.5%と 4 割以上の教職員はスペースが足りていないと感じられており、収納スペース等に配慮した学校施設が求められている。

■通常学級の教室に関するアンケート(教職員)

通常学級の教室とそれに関連する機能について教育活動や児童・生徒の学校生活にかかる課題（困りごと）はありますか。（あてはまるもの全て）

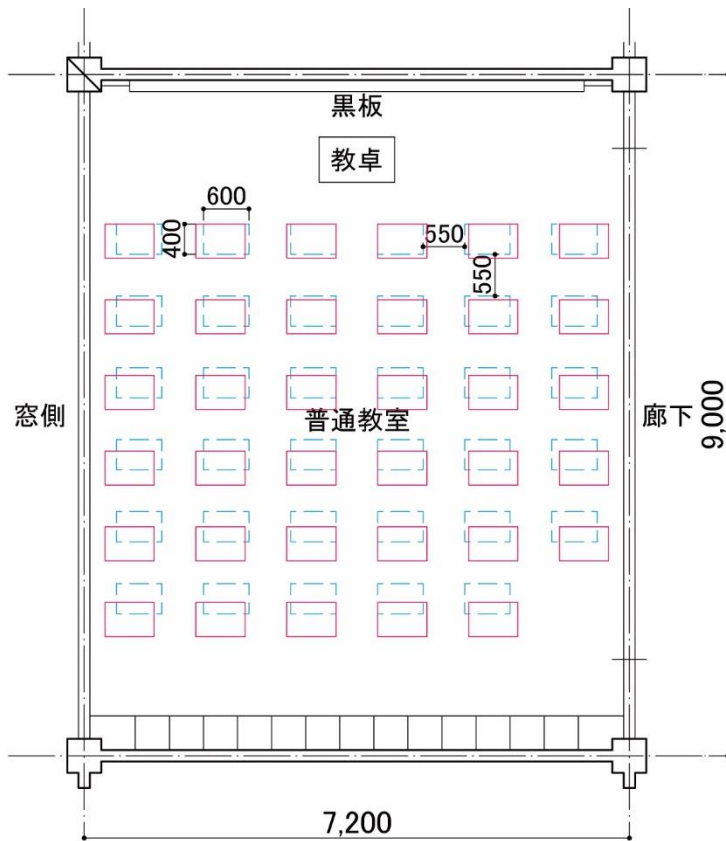


■通常学級の教室に関するアンケート(教職員)から考えられる課題

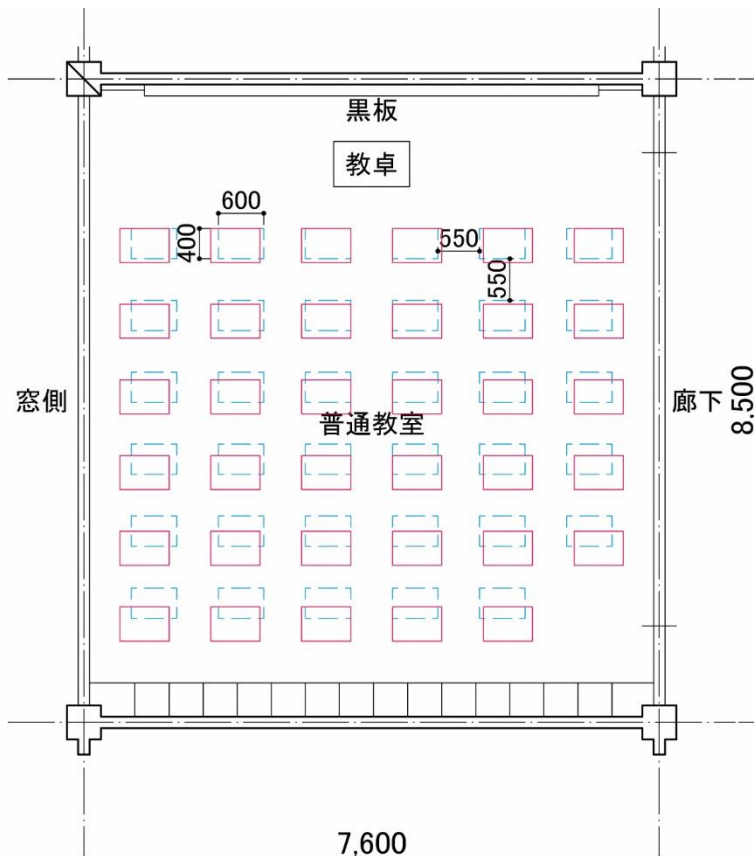
- 学校で使用されている教室用机について、旧 JIS 規格の机（幅 600mm×奥行 400mm）では、ICT を活用した授業の際に机の大きさが原因で机の上で教材等を自由に広げることができない、教材等が落ちてしまうなど支障がある状況である。
- 現状においては、旧 JIS 規格が多くの割合で使用されており、1人1台端末を前提とした学習への対応に課題がある。
- 現在の各務原市小中学校における教室サイズは、奥行 9.0m×幅 7.2m（64.8 m²）、奥行 8.5m×幅 7.6m（64.6 m²）が多く、新 JIS 規格の机には対応していない。
- 教室内での活動的な学習に対応するためには、「教室の奥行、幅が足りない」、「机に掛かっている荷物が通路の邪魔になってしまう・危険である」、「収納スペースに工夫が必要である」などの課題を解決する必要がある。

現在の各務原市小中学校における主な教室サイズを以下に示す。

- 旧JIS規格の机 40cm×60cm
 - 新JIS規格の机 45cm×65cm
- 奥行 9.0m×幅 7.2mの普通教室の例(面積:64.8 m²)

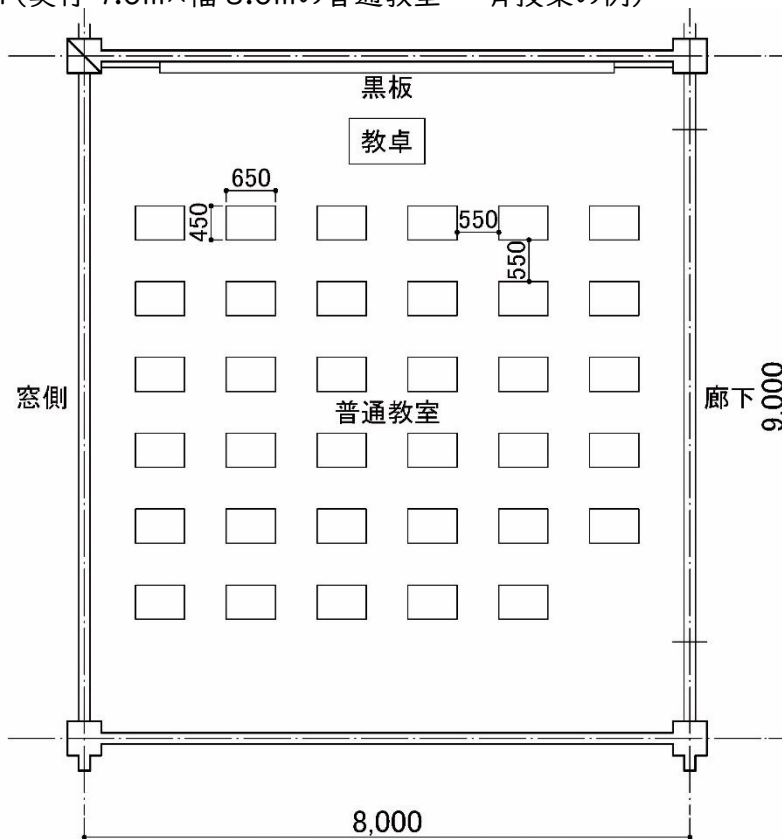


- 奥行 8.5m×幅 7.6mの普通教室の例(面積:64.6 m²)

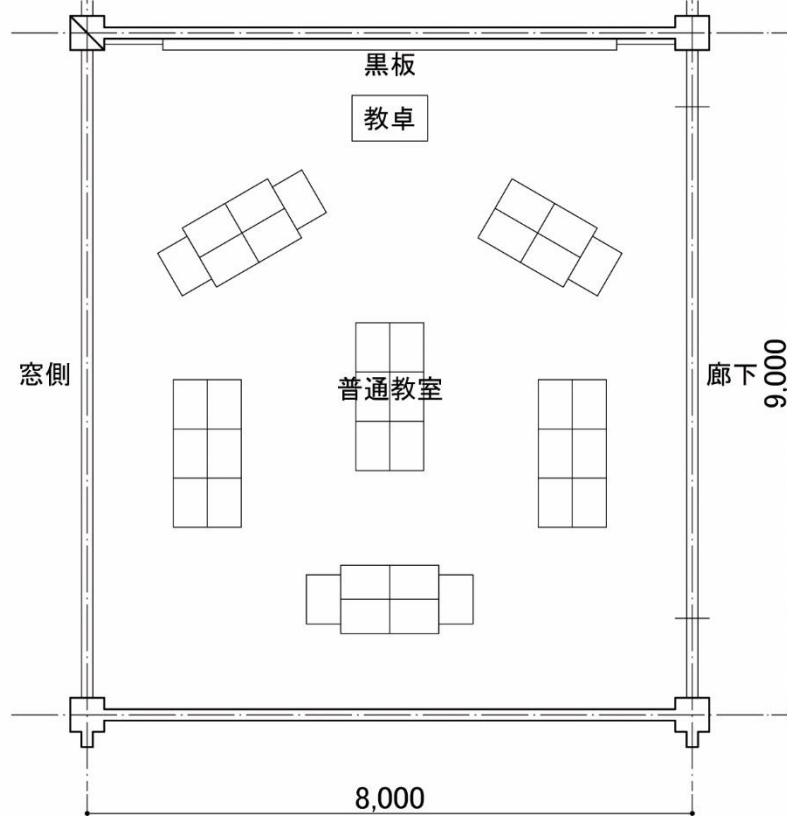


基本とする教室サイズ(イメージ図)を次に示す。

■面積:72.0 m²(奥行9.0m×幅8.0mの普通教室 一斉授業の例)



■面積:72.0 m²(奥行9.0m×幅8.0mの普通教室 グループ学習の例)



※なお、教室の奥行、幅、天井高は、各校個別の基本計画段階において具体的な検討を行うこととする。

【普通教室等の基本方針の趣旨】

普通教室

- 授業内容に応じて、一斉授業と児童・生徒の能動的な学習への参加を取り入れた授業形式とを柔軟に選択できることが望ましい。
- これからの学校は、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実が求められる。その基盤となる学習空間は、画一的・均質的なものから、柔軟で創造的なものに転換していく必要がある。
- 多様な学びの姿に柔軟に対応できる創造的空間に配慮する必要がある。
- 小学校・中学校とも、タブレットの利用や教科書のサイズの規格に合わせた机の大きさ（新 JIS 規格 65cm × 45cm）を踏まえ、1人1台タブレット端末環境に対応した教室空間の大きさとする。
- 教室面積は少なくとも 72 m²を最低基準とし、奥行、幅、天井高については、各校個別の基本計画段階において具体的な検討を行うこととする。
- 児童・生徒の成長、人間発達に合わせて、最低基準以上の教室面積を検討することも重要である。

オープンスペース

- 生活空間として教室と一体的に活用でき、多様な活動が展開できるオープンスペースとする。
 - オープンスペースと普通教室の間には、会話や音楽の授業等の遮音、空調効果を考慮して可動式間仕切り（引戸型）の設置を検討する。
 - 学校に必要な室数、運動場、体育館、避難経路等、関係法令の基準等を満たす学校施設機能が確保できていることを前提とする。
- （*オープンスペース：学級単位の多様な学習活動だけでなく、学年単位の活動または生活指導を充実させるために、普通教室に連続した空間）

小空間

- 教室周りに児童・生徒が落ち着きを取り戻したり、居場所を確保することができるような小空間を配置することを検討する。
- いたずら、いじめ防止等のため、空間への見通しの確保に配慮することとする。

ロッカースペース

- 教室空間が有効に利用できるロッカースペースの配置とし、学び・活動の変化に対応できる配置・形状に配慮することとする。
- 児童・生徒一人あたりの収納は、登校時の鞆及び下校時において家庭学習で不要な教科書を保管することができる広さを確保するものとし、必要に応じて施錠可能な収納を検討する。
- 児童・生徒の鞆及び学用品は時代に応じて内容、大きさ及び形状等が変化することから、各校個別の基本計画・設計段階において収納に必要な広さを検討して整備することとする。

(3) 特別教室の基本方針

- 多目的な複数の用途に対応した教室空間となるように配慮する。
- 幅広い教科横断的な機能をもたせるため、異なる教科ゾーンを連携させ、相互利用が可能な配置計画とすることが望ましい。

【特別教室の基本方針の趣旨】

- 実験、実習、創作等、児童・生徒自身の作業をともなう活動に対して、教科横断的な機能を備えた特別教室とすることが望ましい。
- 教科ごとの教材・教具、作品等の準備・保管が可能な十分なスペースを確保することが望ましい。

(4) 学校図書館の基本方針

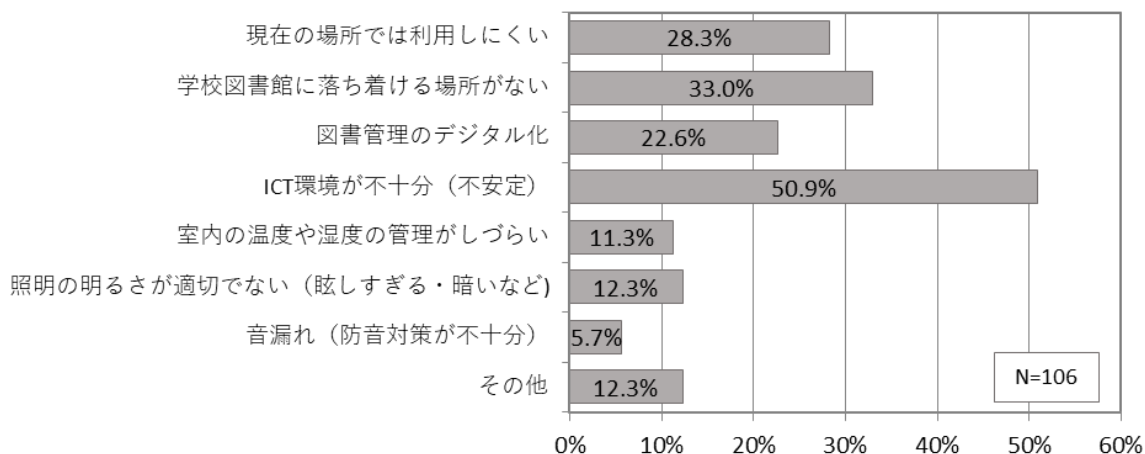
- 読書・学習・情報のセンターとしての機能を持った施設を整備する。
- 本が児童・生徒の身近にあり、快適に学習できる空間とする。
- 居心地や利便性がよく、温かみのある空間とする。

【現状と課題】

○本アンケート調査(教職員)における「学校図書館の課題」では、「ICT環境が不十分(不安定)」が50.9%で最も多く、次いで、「学校図書館内に落ち着ける場所がない」が33.0%、「現在の場所では利用しにくい」が28.3%となった。「その他」の具体的な課題内容としては、「人数に対して狭い」という意見が多くあげられた。

■学校図書館に関するアンケート(教職員)

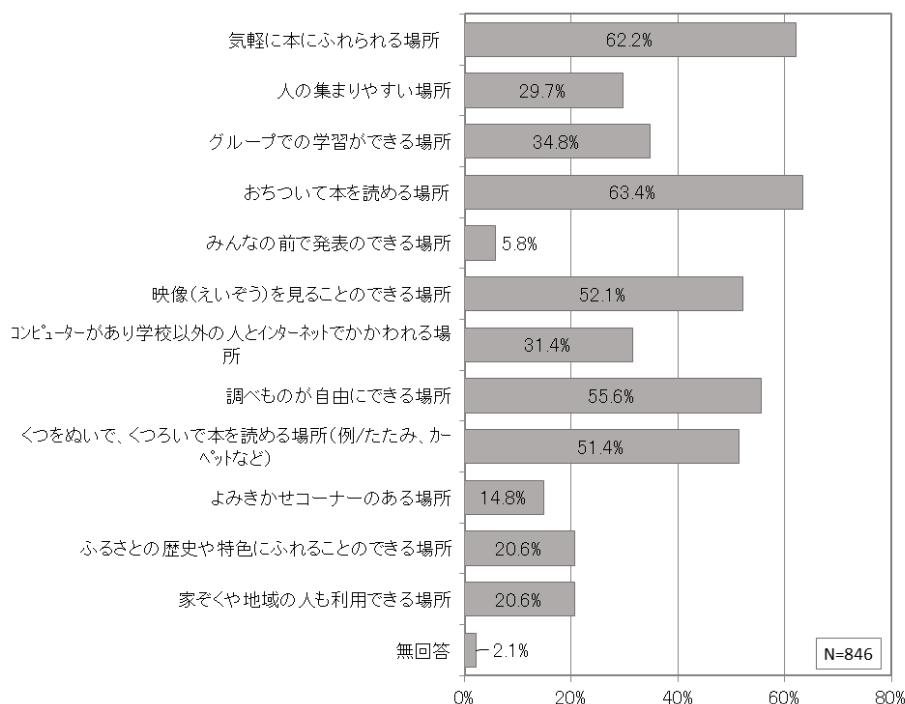
学校図書館に関連する機能について、教育活動や児童・生徒の学校生活にかかる課題(困りごと)はありますか。(あてはまるもの全て)



○本アンケート調査(児童・生徒)における「これからの新しい学校における学校図書館にほしい場所」では、「おちついて本が読める場所」が63.4%で最も多く、次いで「気軽に本に触れられる場所」が62.2%となった。

■これからの新しい学校の学校図書館に関するアンケート(児童・生徒)

これからの新しい学校の学校図書館には、どんな場所がほしいですか。(あてはまるもの全て)



【学校図書館の基本方針の趣旨】

- 読書の場として落ち着いた豊かな環境を備えるとともに、ICT環境やメディア教材等を活用する学習・情報センターとしての機能や、多様な学習活動に対応できる場としての空間の整備を検討する。
- ICT機能を充実させるとともに、時代の変化や技術の進歩に柔軟に対応できる設えとする。
- 各教科等における調べ学習での活用だけでなく、子どもたちの自主的、自発的な学習、協働的な学習を展開できる空間とする。
- 学校を中心として、児童・生徒が利用しやすく、またその存在が日常動線の中で常に意識される配置とすることが望ましい。
- 教室以外の児童生徒が落ち着ける居場所となり得ることから、日常的に滞在したくなる魅力的な空間として整備することが望ましい。

(5) 執務空間の基本方針

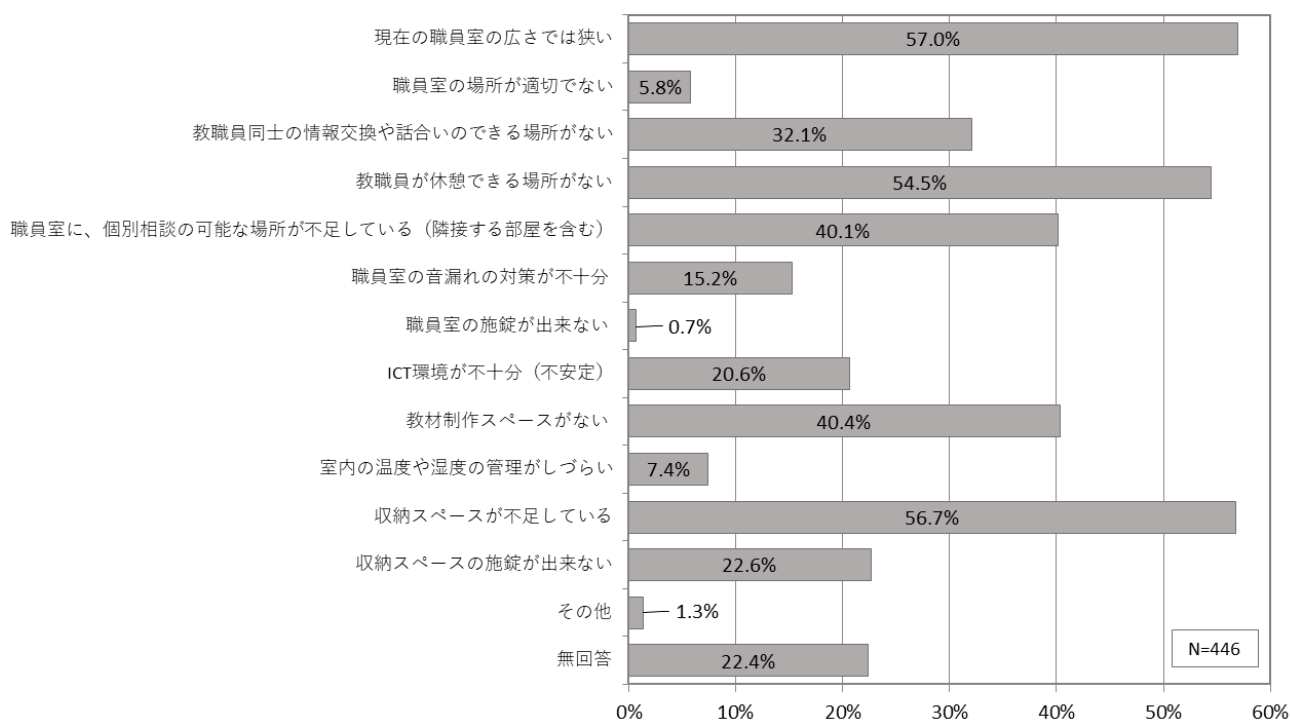
- 教職員が効果的・効率的に授業の準備や研修、様々な校務等を行うことができる執務空間を確保する。
- 情報セキュリティを確保しつつ、情報共有のためのコミュニケーションがとりやすい職員室を整備する。
- 教職員同士のコミュニケーションや教職員と児童・生徒とのコミュニケーションの促進が可能となる機能・空間を確保する。

【現状と課題】

- 本アンケート調査（教職員）における職員室の課題では、「現在の職員室の広さでは狭い」が57.0%で最も多く、次いで、「収納スペースが不足している」が56.7%、「教職員が休憩できる場所がない」が54.5%となった。「その他」の具体的な課題内容としては、「職員数に対して部屋が狭い」や「生徒の入室可能スペースと職員専用スペースの分離」などがあつた。これらの課題をふまえ、収納スペースの拡充や職員の働きやすさに配慮した執務空間とする必要がある。
- 学校生活の中心は児童・生徒であり、児童・生徒が過ごしやすい環境づくりに繋がる学校の建替えが重要である。児童・生徒の学校生活に最も接するのが教職員であり、教職員の労働環境の充実、児童・生徒の学校生活の充実にも関係するため、教職員の労働環境改善に繋がるように建替においては働き方改革を推進し、パフォーマンスを最大化するための執務空間に配慮していくことが求められている。

■管理諸室やその他諸室に関するアンケート(教職員)

学校の職員室と、それに関連する機能について、教育活動や児童・生徒の学校生活にかかる課題(困りごと)はありますか。(あてはまるもの全て)



【執務空間の基本方針の趣旨】

- 管理諸室*が集約した配置計画とすることが望ましい。
 - 管理諸室*は児童・生徒を見守りやすいような配置計画とする。
 - 児童・生徒が気軽に寄り付ける場を整備することが望ましい。
 - 教職員のコミュニケーションの場を整備することが望ましい。
- (＊管理諸室：職員室、校長室、事務室、印刷室、応接室、会議室、給湯室、用務員室、保健室)

○職員室

- ・職員室内に、気軽な打ち合わせや共同作業ができるコミュニケーションスペースを整備することが望ましい。
- ・教職員同士のコミュニケーションを促進するため、自由に着席場所を選んで仕事をするフリースペースを整備することが望ましい。
- ・教職員等が効果的・効率的に働きやすい設えとする。
- ・職員室内又は隣接した場所に印刷・教材作成・打合せが可能なスペース等を確保することが重要である。
- ・物品、文書及び個人情報適切に管理するための収納スペースを確保する。
- ・特別支援教育を担当する教員も含めて、すべての教員が1つの同一空間で執務できるような設えとする。
- ・児童・生徒が入りやすいよう視覚的連続性を持たせ、気軽に寄り付けるスペースを確保することが望ましい。
- ・来校者の応対がしやすい設えとすることが望ましい。
- ・水害時の浸水を考慮して適切な位置を検討することが望ましい。

○校長室

- ・職員室と隣接した配置とすることが望ましい。
- ・来校者の応接や教職員との打ち合わせができるスペースを確保することが重要である。
- ・水害時の浸水を考慮して適切な位置を検討することが望ましい。

○事務室

- ・来校者を確認できる位置に配置するとともに、来校者に対応しやすい配置とすることが望ましい。
- ・職員室又は校長室と隣接する配置とすることが望ましい。

※職員室の大きさなどの規模設定は、今後の基本方針(案)の検証などにおいて整理します。

(6) プール施設の基本方針

- 泳法を含む実技の水泳授業は引き続き維持することが望ましいが、各学校のプール施設は集約化の方向性とする。
- 集約化や民間活用などの具体的な進め方については、本策定委員会とは別の検討組織において検討することとする。

【現状と課題】

- 25 校中 23 校が建築後、30 年以上経過したプール施設を保有している。その内、50 年を超えるプール施設を保有している学校は 3 校ある。
- 経年による不具合部分が多く、修繕・更新が多い状況である。
- 建設等のコストが上昇し、維持管理費も大きくなっている。
- 使用期間*が短く、水泳授業は、6～7 月（一部の中学校で 9 月まで）、授業時間は、10 時間程度/年・人である。夏休み期間中は、小学校では 7 月中のみプール開放しており、中学校では水泳部がある場合に使用している。（*コロナ禍前の使用状況を対象とする）
- 小中学校のプールは、屋外プールであるため天候の影響を受け、熱中症予防や感染症対策等のために夏休み期間中のプール開放で猛暑日は中止とすることもあり、稼働率の低下を引き起こしている。
- 専門外の教師にとっては、水泳指導の負担が大きく、また、毎日のプールの安全管理、プール清掃、水質管理等の負担も大きい。
- プールの管理は、水質管理・安全管理業務など、夏休み期間中のプール開放や部活動なども含めて必要となる。
- 指導基準（小中学校学習指導要領）は、「指導については適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれらを取り扱わないことができるが、これらの心得については必ず取り上げること」とされている。
- 学校建替時を見据えた25校のプール施設のあり方の方向づけが必要である。

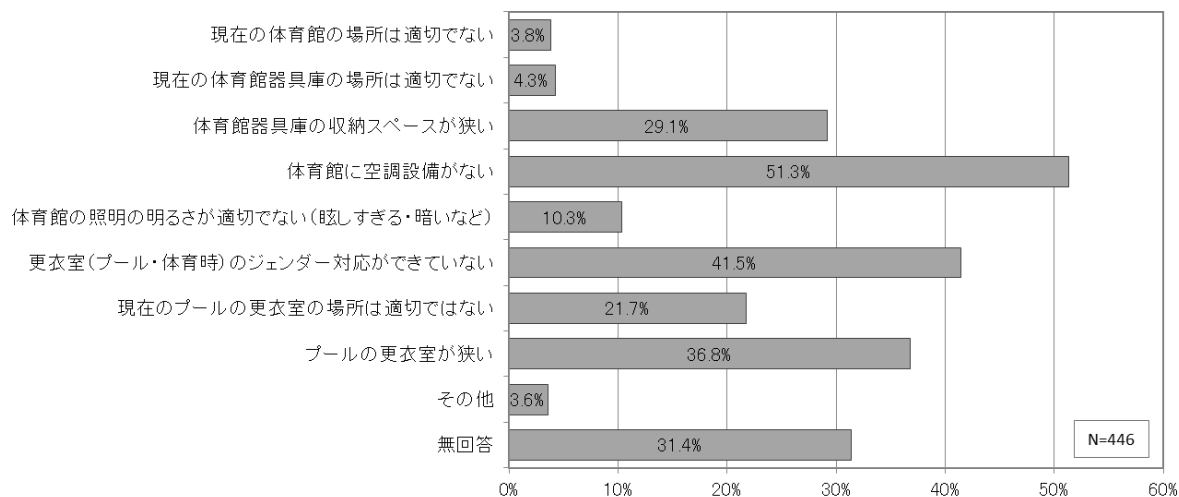
現況写真（左：那加中学校プール、右：川島小中学校プール）



○学校の体育施設とそれに関連する機能についての課題(困りごと)は、「更衣室(プール・体育時のジェンダー対応ができていない)」が41.5%、「プールの更衣室が狭い」が36.8%、「現在のプールの更衣室の場所は適切ではない」が21.7%であり、更衣室に関する課題が多く挙げられた。

■学校の体育施設とそれに関連する機能に関するアンケート(教職員)

あなたの学校の体育施設・屋外施設等と、それに関連する機能について、教育活動や児童・生徒の学校生活にかかる課題(困りごと)はありますか。(あてはまるもの全て)

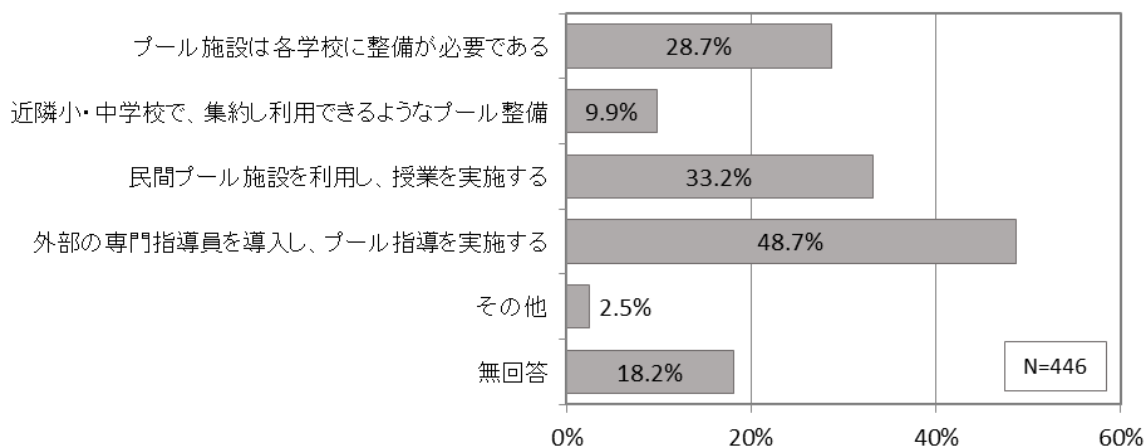


※プールの担当教員以外の回答者もふくまれているため、無回答が31.4%となっている。

○これからの学校プールのあり方について、必要だと思うこと(該当するものすべて選択)は、「民間プール施設を利用し」が33.2%、「各学校に整備が必要である」が28.7%、「外部の専門指導員を導入し、プール指導を実施する」が48.7%であり、教職員のプール施設・プール指導の負担軽減が望まれていると考えられる。

■プール施設に関するアンケート(教職員)

これからの学校プールのあり方について、必要と思うことを選択してください。(あてはまるもの全て)



※プールの担当教員以外の回答者もふくまれているため、無回答が18.2%となっている。

【整備パターンの比較】

学校のプールのあり方として、4つの整備・活用パターンについてメリット・デメリットを比較する。
 なお、○、△については、各視点での比較の目安であり他の視点との単純比較ができるものではない。

【表 メリット・デメリットの比較】

視点		学校での 再整備(屋外)	学校間での 共同利用(屋外)	公営プール (屋内)	民営プール
現状	利用時間 (コロナ前)	10日/人・年程 度	—	—	—
利用時期	季節	△夏期のみ	△夏期のみ	○通年	○通年
	天候	△雨・猛暑日不可	△雨・猛暑日不可	○天候不問	○天候不問
教師の負担	スケジュール 調整	○負担小 (学校内のみ)	△負担あり (複数校で調整)	△負担あり (管理者と調整)	△負担あり (管理者と調整)
	清掃・水質管理・ 安全管理等	△負担大	△負担大 (プール設置校のみ)	○負担なし	○負担なし
	授業 インストラクター無し	△負担大	△負担大	△負担大	△負担大
	授業 インストラクター付	○負担減	○負担減	○負担減	○負担減
コスト	再整備費用	△必要 (学校ごと)	○必要 (プール設置校のみ)	△必要 (屋内プール)	○市は不要
	維持管理費	△必要 (学校ごと)	○必要 (プール設置校のみ)	△必要 (屋内プール)	○市は不要
	施設利用料	○不要	○不要	△要検討	△必要
移動	移動時間 ・移動手段	○移動不要	△要検討 (コスト発生)	△要検討 (コスト発生)	△要検討 (コスト発生)
地域開放		(予定なし)	(予定なし)	○可能 (学校利用との 調整が必要)	△不可 (民間施設のため)
防災	消防水利 防災時	○利用可能	△別途対応必要	△別途対応必要	△別途対応必要
その他	他施設 との関係	—	・設置する学校の 検討が必要	・公営プールの 今後の整備方 針との整合が 必要	・撤退等の可能 性もある
	仕様	—	・水深への配慮 が必要	・水深への配慮 が必要	・水深への配慮 が必要

凡例：○(メリット)、△(デメリット、その他)

【プール施設の基本方針の趣旨】

- プール管理に伴う教員の労力を異なる内容や時間に振り向けていくことで、児童・生徒との触れ合いや学びの時間に重点を置くことが重要であると考えます。
- 泳法を含む実技の水泳授業については、児童・生徒が自らの健康や命の安全面を学ぶこととしても重要な授業であり、成人してからも多種多様なスポーツの選択肢とも成り得るため、継続する方向が望ましい。
- 複数校で1か所のプールとし、地域の方も利用できるような維持管理方法も検討していくことも重要である。
- 本市における学校のプール施設のあり方は、本策定委員会とは別の検討組織において、集約化を含め、民間活用など具体的な検討を行うこととする。

(7) 学校給食調理場の基本方針

- 安全・安心な給食の提供が可能な施設を整備する。
- 経済性・効率性に優れた運営が可能な施設を整備する。
- 各学校の給食調理場は給食センターへ集約化の方向性とする。
- 食育の推進を図ることができる施設が望ましい。
- 災害時の炊き出し調理等に対応できる施設・設備が望ましい。
- 食物アレルギーへの対応ができる施設が望ましい。

【現状と課題】

現在、各務原市内の小中学校では、給食提供方式として次の2つの方式を採用している。
(市内小中学校25校中、給食センター方式は11校、自校調理方式は14校) (R5.6時点)

①給食センター方式

- ・共同調理場を設置し、小・中学校分を一括調理し各学校へ配送する方式である。
- ・各務原市の学校給食センターは1ヵ所あり、平成20年4月1日に供用を開始し、R5.6時点で一日当たり約6,000食を提供している。

②自校調理方式


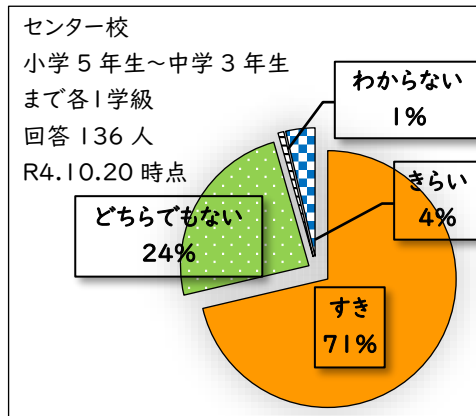
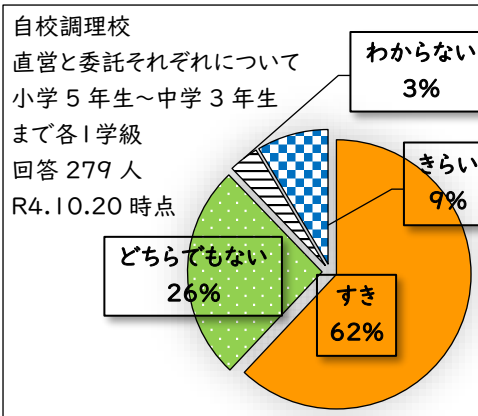
- ・各学校において給食調理施設を設置し、調理を行う方式である。
- ・学校給食調理室の老朽化が課題であり、学校給食衛生管理基準に則り、ドライ運用する必要があるが(努力義務)、現在の学校給食調理室は、元々ウェット仕様だったものをドライ運用して対応している(経過措置)。

給食センター方式、自校調理方式の比較及び評価を以下に整理する。

【表 給食センター方式、自校調理方式の比較】

凡例
<u>青文字(下線付き)</u> :一般的な学校給食調理場に関する内容
黒文字(下線無し):各務原市の学校給食調理場に関する内容

大項目	中項目	給食センター方式	自校調理方式
安全・安心な給食の提供	衛生管理	◎ <u>食材の検収、衛生管理基準を一元的に実施することが可能である。</u> <u>人員や施設設備の投資が集中されるため、一定のレベルでの衛生管理が期待できる。</u>	○ <u>衛生管理基準の均一化を図るため、各校ごとの管理の徹底が必要となる。</u> <u>施設毎に衛生管理状態に差が出る恐れがある。</u>
	食物アレルギー対応	○ アレルギー対応食材を購入できるため、アレルギーのリスク自体を低減させることができる。みんなが同じ給食を食べられる可能性が上がる。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <ul style="list-style-type: none"> ・マヨネーズ →ノンアレルギーのもの (卵抜き、大豆入り) ・ツナ油漬け →ノンアレルギーのもの ・だしパック →鯖が入らないもの ・餃子、春巻き →胡麻の入らないもの </div>	○ 市としては、各単独調理校に対し、次の対応をするよう指示している <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <ul style="list-style-type: none"> ・胡麻→最後に胡麻をかける メニューに胡麻をかけない (きんぴら、和え物 等) ・卵 → 三色そばろの玉子なし、 かきたま汁に卵を入れない </div>
	栄養教諭等の配置	◎ 栄養士は4名体制、給食がある日は全員で対応。 2名が隔月で献立を立てる。 委託業者の行う調理の監督・味決め 給食時間に合わせた学校訪問(2校/日) 要望に応じて、食育指導の授業を実施。	○ 1人職のため給食管理から食育まで多岐にわたる業務を1人で行う。2校を兼務している場合もある。
	リスク分散	△ <u>食中毒等が発生した場合、全給食センター校にリスクが及ぶ可能性がある。</u>	○ <u>食中毒等が発生した場合、影響は最小限に留まる。</u>

大項目	中項目	給食センター方式		自校調理方式	
安全・安心な給食の提供	おいしい給食と適温喫食の実現	△	調理から喫食までの時間は、配送が必要なため長くなる。	◎	調理から喫食までの時間が短い。
		○	保温缶などの使用により、温度の低下を防ぐことは可能である。 現在は、保温技術がしっかりしている容器（二重食缶）で温かい給食を提供している。サラダは、真空冷却器で冷やした上で、保冷剤を付けてコンテナに入れている。 保温で65℃以上、保冷で10℃以下を2時間維持できる。 	◎	配送が無いので、温かい給食を提供することができる。
	○	栄養士が、学校給食摂取基準に基づいた栄養素の摂取量やカロリーとなるように、またアレルギーを含まないメニューとなるよう献立を作成している。	○	栄養士が、学校給食摂取基準に基づいた栄養素の摂取量やカロリーとなるように、またアレルギーを含まないメニューとなるよう献立を作成している。	
	○	味付けは、個人の味覚や好み異なるため、一概に比較は困難。  センター校 小学5年生～中学3年生 まで各1学級 回答136人 R4.10.20時点	○	味付けは、個人の味覚や好み異なるため、一概に比較は困難。  自校調理校 直営と委託それぞれについて 小学5年生～中学3年生 まで各1学級 回答279人 R4.10.20時点	
	—	米飯は外部に委託 委託先が一度に提供できる量に限りがある為、提供は月・水・金。 (金は月2回炊き込みご飯)	—	米飯は外部に委託 委託先が一度に提供できる量に限りがある為、提供は火・木・金。 (金は月2回炊き込みご飯)	
	食育の推進	食育	○	施設見学会の開催や見学スペースの設置により、調理の様子を見てもらえる。 栄養教諭による学校訪問、教室訪問により食育の推進を図ることができる。	◎
調理現場の見学		○	見学スペースや会議室等を設置することにより見学が可能である。 小学生の給食センター見学、中学生の職場体験学習等が行われている。	△	見学スペースがない、または、不十分な場合が多い。

大項目	中項目	給食センター方式		自校調理方式	
		経済的で効率的な施設運営			
	機器	—	大型機器や自動化機械の導入などにより、調理員の負担軽減を図りやすい。 一般的に大型の機器の方が維持管理費は高くなる傾向にあるが、機器の種類によって異なる。	—	多機能機器や自動装置などの高額な機器を導入することは台数が多くなることから困難である。 各学校で機器メンテナンスが必要になるため、手間と経費は増大する 市全体での総機器保有数が多くなることから、維持管理の経費負担の比較は一概にはできない。
	用地	△	調理工場や配送車両の接続スペース、駐車場などの広い敷地で、かつ準工業用地等の建築条件を満たす用地が必要となる。	△	学校敷地内に、新たに給食調理場や食材納入業者の搬入通路、駐車スペースを確保する必要がある。
		○	調理場に必要面積は抑制される。	△	市全体では必要面積は大きい。
	用地取得	△	新たな用地取得が必要となる場合がある。	△	学校の敷地内に設置できない場合、新規用地取得が必要となる場合がある。
	整備費	○	自校調理方式に比べて効率的。	△	対象校の全てに施設を整備する必要があるため、施設整備費のトータルは多額になる。
	光熱水	○	光熱水費等の運営経費の低減が可能である。	△	光熱水費等の運営経費が割高となる。
	配送費	△	配送が必要(下記1~3) 現行、予備車両を含めて6台体制(今後、車両は増加予定) 1.食器の配送 2.食缶の配送 3.食器・食缶の回収 1つの車両が複数回往復 調理時間を圧迫しないよう、配送体制、十分な駐車場面積、食材納入業者車両や配送車両の動線を確保する必要がある。	○	配送費は不要である。
	その他		複数の学校を管轄するため、各学校で給食を活きた教材として活用していくためには、献立や訪問指導について学校とセンターとの間で調整が必要となる。 食材の発注数が多いことから、生産者との連携により、使用食材の計画栽培等を行いやすく、年間を通し、安定した地域産品の積極的活用が可能である。		各教科における食に関する学習内容や季節に合わせて、献立を編成しやすく、児童生徒も学習で学んだことを給食の時間に実践しやすい。 児童生徒と給食調理職員が直接コミュニケーションを図ることが可能である。

【学校給食調理場の基本方針の趣旨】

- 学校給食衛生管理基準を満たす環境を整備する。特に、食品の選定から検収、保管、下処理、調理工程、配送、洗浄等の各工程を HACCP*の考え方に基づいた衛生管理が可能な施設とする。（*「危害要因分析及び重要管理点（Hazard Analysis and Critical Control Point）」：原材料の入荷から最終製品の出荷までの全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法のこと）
- 適切な換気・空調設備を整備することが望ましい。
- 見学スペース等を配置するなどして、給食を教材として活用しやすい環境を整備することが望ましい。
- 給食センター方式への集約化の方向とし、単独給食調理場の良さを継承する観点に留意しながら、具体的な検討を進めていくこととする。
- 食物アレルギー対応調理室を設ける等、食物アレルギーに対応した給食の提供を図れる施設となるよう配慮することとする。
- 施設が周辺へおよびす影響、施設が敷地条件から受ける影響を軽減できる施設整備が望ましい。

— 各務原市学校建替基本方針策定委員会 委員名簿 —

役職	氏名	所属等
委員長	鈴木 賢一	名古屋市立大学 特任教授
副委員長	服部 吉彦	中部学院大学 教授
委員	福島 茂	名城大学 教授
委員	奥村 美樹恵	那加第二小学校 校長
委員	佐藤 幹彦	蘇原中学校 校長
委員	篠田 勲	各務原市自治会連合会 理事
委員	熊崎 健二	青少年市民会議 総括推進指導員
委員	阿部 雄介	PTA 連合会 会長
委員	杉山 幹治	子ども会育成協議会 会長
委員	尾関 加奈子	市民委員